

ソ連における婦人福祉

— Bernice Q. Madison のソ連研究に学ぶ —

嶋 田 津矢子

I 國際婦人年世界会議と婦人問題の国際化

わが国政府は、1980年7月17日、「国連婦人の10年」(United Nations Decade for Women)の中間にあたって、デンマークの首都コペンハーゲンで開かれていた国際婦人年世界会議(World Conference of the International Women's Year(7月15日～31日))の会議場ベラ・センターで、「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の批准意思を表明する署名式に、世界婦人会議日本政府代表団出席代表者の高橋展子駐デンマーク大使を参加させた。この条約は、1979年12月、第34回国連総会の席上、世界130カ国の賛成(反対ゼロ、棄権10)で採択されたもので、前文15項、条文30からなり、「国が完全な発展・世界の福祉及び平和の大義は、すべての分野において、婦人が男子と同等の条件で最大限に参加することを必要としている。」という大前提に立って、婦人の参加を阻む種々の社会的障害を修正・廃止し、今まで最も普遍的な抑圧現象として問題にされてきた「男は社会、女は家庭育児」という因襲的な役割観念の変化を求める重要な内容を含んでいる。国際条約に政府代表として婦人が署名するのは、これがはじめてのケースである。この日の署名は52カ国、すでに署名を済ませている13カ国と併せて、署名国は65、東独、スウェーデンなど批准国は4カ国、これが20カ国の批准となれば、あと30日目に条約は発効する。

批准を前提に条約に署名した以上、わが国の関係10省の次官で構成する婦人問題企画推進本部とし

ては、その実現に向って、例えば労働省では職場の不平等を解消する法律の制定、文部省では高校家庭科の男女共修体制の確立、法務省では父系血統主義の国籍法の改正など、平等達成のための国内法や諸制度との調整処置を進めて、完全批准への条件づくりを急がねばならない。労基法、国籍法をはじめとした国内法の整備に時間を要するのを理由として、5年間という長い猶予期間を設けることになったが、批准へ急ぐ熱意が時とともに風化しないとも限らない。

サウジアラビアなど大産油国が、不参加を表明していることの社会経済的意義は大きい。婦人の地位向上には経済的改善が必須の前提となるのに、最近の石油事情は各國の経済停滞を招き、そのしわよせが先進工業国の婦人の失業や実質賃金の減少を、また開発途上国でも婦人の貧困の程度を一層進行させる結果へと導いている。婦人運動の輝やかしい先進国で、しかも初めての女性首相サッチャー女史をもつ英國が、「差別撤廃条約」署名を拒絶せざるを得なかつたのには、深い意味があると思われる。

「世界会議」は、世界行動計画(World Plan of Action)の前半期5年の軌跡を総括して、5条47頁に亘る後半期行動プログラム草案を討議して、17日間の会期を終ったが、その採決は、賛成94、反対4、棄権22であった。この反対側に米国やカナダが廻ったのは、棄権を予想された日本が議長国のロールコール採決に対して、「イエス」と答えたとともに、会場に驚きの声をまき起したと伝えられている。

前半期の最大収穫は、「婦人差別撤廃条約」の成

立に導いたことにある。その第4条に、「両性のいざれかの劣等性もしくは優越性の観念または男型化された役割に基づく偏見及び慣習上の他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的および文化的な行動様式を修正すること」とあるが、この規定に従って、後半期行動プログラムには、育児は母親だけの義務ではない、男女の共同責任である、という原則が盛りこまれた。

第11条「雇用」の項に、「同一価値の労働について、同一報酬（諸手当を含む）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価についての取扱いの平等」を規定し、また「締結国は、婚姻又は母性を理由とする婦人に対する差別を防止し、かつ効果的な婦人の労働の権利を確保するため」の措置として、「妊娠または出産休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているか否かに基づく差別的解雇を、制裁を課して禁ずること」また「特に保育施設網の設置及び発展の促進を通じて、親が家庭の義務と労働の責任及び公的生活への参加とを両立させることを可能とするための必要な補助的社会的便益の提供を奨励すること」と規定している。

これらの差別撤廃規定については、1947年に制定されたわが国の労働基準法においても、母性保護の見地から働く女性を保護する規定を設け、その第3条に、国籍や信条などによって賃金、労働時間などの労働条件を差別することを禁じ、第4条で男女同一賃金の原則を規定することによって、平等原則を一応尊重しているが、賃金以外の労働条件については、性による差別を明確に全面的に禁止する条項を設けてはいない。

従って職場の現状では、労基法が性による差別を禁止するものではないという理由から、結婚退職の要求が行われている。それに対抗するためには、憲法第14条の国と国民の間で定めた法の下での平等規定、国民間の平等を定めた民法第1条の2、労基法第3条並びに第4条、或いは公の秩序を定めた民法第90条を採用して争う以外に道のない現状である。

「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」と男性優位社会の現実態とのギャップは、ただ条約締結や法律制定によって克服されるというわけではない。国連報告は、婦人は世界の人口の2分の1を占め、労働力人口の3分の1、世界中の総労働時間の3分の2を働いている。その反面、婦人は全世界の総収入のわずか10分の1を受けとり、世界の富の合計の100分の1も所有していない、と訴えている。労働時間は男子の92%，しかもその賃金は55.4%という数字は、男女格差の短縮が絶望的と云えるほどに困難であることを示している。行動計画案が、過去5年間の状勢を、「ある意味での進歩は認められるが、世界的視野でみた場合、貧困と開発の不十分さとは、女性への差別をさらに悪化させている」と断定していることに注目しなければならない。

後半期の行動計画のサブ・テーマに、「雇用・保健・教育」を掲げ、特にこの3分野に集中して、差別撤廃の基礎工作を進めようとしているが、それは残る5年間という歳月はあまりに短かい。行動計画の推進は、ひとり婦人自身のひとりごとに止まらず、男性の理解と協力とにまたなければ、男女平等の実現は実際には不可能である。しかし日本経済新聞社の「専業主婦の意識調査」の結果では、「国連婦人の10年」という言葉や内容を「知っているし、関心もある」と答えた人は、約13%に過ぎないと云う。婦人勢力の主軸とも云うべき専業婦人にしてこの状態であるならば、日本の婦人運動は、まだまだ大衆意識化の段階には達していないことが窺われる。世界会議でも、後半期5年の運動を10年に延長せよとの要望がすでに出ており、当然の発想であると思う。

国連婦人世界会議と並行して7月14日～24日、N G O（非政府機関Non Governmental Organization）のフォーラム（公開討論会）が、一般女性の参加によって、ベラ・センターに近いユニバシティ・センターで開催された。このN G Oとは、国連憲章71条に基づいて、国連経済社会理事

会から諮問機関として公認されている民間国際組織で、人権・軍縮・開発に関する民間の自由討議を使命としている団体である。このフォーラムでは、人権問題として、女性差別の根源をさぐり、出産がそのまま社会通念として家庭責任と結びつけられ、家庭と仕事との二重の重荷のなかで、雇用、教育、政治参加などにおけるさまざまな差別をうみだしている事実をとりあげ、4,000人以上の参加者の活潑な討議が行われたとのことである。

II Bernice Q. Madison 教授とソ連研究

私は本紀要32号(1976年3月)に「前進する婦人解放運動 — 国際婦人年に学ぶもの」を載せ、それ以前には26号(1973年3月)に「スウェーデンにおける婦人運動」27号(1973年10月)に「ソ連における家族問題 — 家族消滅論と家族強化論」を記述して、婦人問題の国際的展開への私の関心を表明している。その後の国際婦人年行動計画の進展は、世界の婦人問題対策に画期的なインパクトを与えていた。国際的動向を無視しては、日本の婦人問題の動向を的確に把握することはできないという感じは、日とともに深まっている。

欧米、つまり西の側の婦人運動については、比較的多くの文献と見聞に接することができるのに較べて、社会主义諸国の婦人運動の状況については、資料も稀れであって、いわゆる東の側の今後の発展方向の理解は必ずしも容易ではない。

中国は、日本のつい隣りの国である。この夏、中国友好訪問の旅に加わって、その実地を観察する機会を与えられた。ひとたび香港より国境を越えると、社会体制の相違がどのように深く一般住民の生活とその特性とに強い影響を与えていたか、また社会体制の相違のために、私たちがこの社会主义国の婦人の生活実態と社会福祉の状態について、いかに正確な認識を欠いているかを痛感させられたのである。

折から San Francisco State University 名誉教授 Bernice Q. Madison 夫人の

The Meaning of Social Policy,

The Comparative Dimension in Social Welfare (Croom Helm, London 1980) が出版された。この書は、社会福祉政策および対人社会サービス(Personal Social Services)についての国際比較の重要性を再認識させられる内容をもつ。彼女は、ロシアの中央アジア地区で生れ、1952年シカゴ大学で Ph.D を授けられた。その "Social Welfare in Soviet Union" (Stanford, 1968) は、特に傑作として知られ、私の 1968 年及び 72 年のソビエト訪問にとって、この書物は、ソビエト理解の重要な指針となった。彼女は、研究半ばに前後 8 年間ソ連に滞在して、得がたい観察の機会をもった。サンフランシスコ大学で「国際社会福祉論」の講義を担当、1977 年から 8 年にかけて、ワシントン D.C. の Woodrow Wilson International Center of Scholars にある "Kennan Institute for Advanced Russian Studies" で、ソ連社会福祉研究の第一人者として、研究を続け、ソ連と米国という二大勢力の社会福祉政策及び計画を、国際的観点から比較したものが、この *The Meaning of Social Policy* である。

マジソン教授は、1975 年 9 月、その夫君シャピロ教授 (Schapiro, サンフランシスコ大学)と共に来朝の折、私宅を訪問され、数日を共にし、また私たち夫婦は 76 年 8 月、サンフランシスコ郊外マリン・カウンティ山中のバンガロー風の家に招かれて、資本主義体制と社会主义体制、またその異なる体制の中の婦人問題について、両教授と心ゆくまで語り合った。マジソン教授は、欧米的教養に鍛えられて、民主主義的人間觀に深い確信を抱きそのヒューマニスト的感覺と、物静かな夫君シャピロ教授との和やかな家庭生活のなかで、安定した夫婦の良さを満喫する立場から、是を是とし、非を非とする態度を終始堅持している人柄であって、それがまことに魅力的であった。

そのような事情から、国際婦人年を背景とする私

の婦人問題への関心と、マジソン教授のいかにも国際的感覚からの研究には、切っても切れない深い因縁を感じるのである。

Bernice Q. Madison が、前掲書やソビエト社会に関して記した数多くの論文のなかで、Atkinson ed., *Women in Russia* (The Haverster Press, 1978) に載せた "Social Services for Women: Problems and Priorities" は、特に参考になるであろう。Madison のほか、社会主義と婦人問題の関係について扱った最近の書で、手許にあるのは、Barbara Gail Warshofsky Lapidus, *Women in Soviet Society, Equality, Development, and Social Change*, (University of California Press, 1978.), W. Jancar, *Women Under Communism*, (The Johns Hopkins University Press, 1978.), Alena Heitlinger, *Women and State Socialism, Sex Inequality in the Soviet Union and Czechoslovakia*, (The Mac Millan Press, 1979.), Jonathan R. Cole, *Fair Science, Women in the Scientific Community*, (The Free Press, 1979.), Bertell Ollman, *Social and Sexual Revolution*, (Pluto Press, London, 1979), Catharine A. Mackinnon, *Sexual Harrassment of Working Women*, Yale University Press, 1979), 等である。

米国とソビエト社会の種々の問題について、両国の諸学者の論文を掲げた Paul Hollander, ed., *American and Soviet Society, A Reader in Comparative Sociology and Perception*, (Prentice-Hall, Inc., 1969.) および同著者の *Soviet and American Society, A Comparison*, (The Uni-

versity of Chicago Press, 1973.) の家族論及び結婚論を論ずる箇所も、重要な示唆を与えている。

この国際的研究の必要性について、Madison は前掲書の『社会政策の意味』に、「理論的レベルにおいて、比較研究は、社会生活に関する一般法則の確立、即ち理論的に関係のある類似性の探求のためのよりよい手段を提供する。………比較研究が 2 あるいはそれ以上の国々の社会制度のあいだの類似性と相違性とを明らかにする場合には、それはそれぞれの内部での因果関係をあらわすことが多い。」と説き、Emil Durkeim が 1897 年、彼の初期の研究『自殺論』に記しているように、「比較のみが説明を可能にする」のであって、「もしわれわれが自己を誰か他の者と比較することを拒み、単に自己および個人や一国レベルの幻想だけを取り扱うとすれば、われわれは経験への共同のアプローチの可能性を抹殺することになる」という警告を掲げている。(Madison, *The Meaning of Social Policy*, pp. 11-12.)。私たちは、ソ連社会主義体制という異質的な社会体制における婦人問題の実状を観察することによって、それとの比較のなかで、日本の在り方の特性や展望に新たな光を当てることができる事になるであろう。国際婦人年の行動計画の立案は、今後の国際比較研究を、従来よりも一層意義あるものとしているように思われる。

ここには Madison の論文 "Social Services for Women: Problems and Priorities" (婦人のための社会サービス——問題と優先順位) を中心に、現代ソ連における①主婦として、②母として、③親として、④労働者としての婦人たちのそれぞれの立場と、社会福祉との関係を検討することにしたいと思う。

III 主婦としての婦人のための社会サービス

ソ連革命当初、1917 年から 25 年にかけて、ソ連では当時の教条的な急進思想を具体化する諸法律をもって、結婚と離婚の自由化、婦人と児童の解放

を実施し、そこでは、婦人は男子と平等の就職の権利を保証された。妊娠や多子母親は特別の恩典を与えられ、合法的及び私生児の区別は消滅し、児童労働は禁止された。しかしこの段階では、この婦人解放は、社会的生産から遊離する観念的急進主義の独走に陥ることを免れ得なかった。

社会サービスの資源は極度に乏しく、行政当局は混乱状態にあって、新法律を活用する実質的能力を持ち得ない状態が、1930年代まで続いた。急進的変革の非現実性を反省して、家族を安定し、子供への責任を両親の手に引き戻す政策に転換したのは、1935年のことであった。（拙稿「ソ連における家族問題」紀要第27号参照）。第二次大戦末期、1944年の家族法は、結婚関係を強化し、離婚を困難にし、私生児の母親の立場を不利にする方向に修正を行っている。

戦後の大きい変化は、1956年の法改正によって、それまでの不均衡な援護構造を、諸国の近代的社会保障に近付け、社会保険における婦人の地位を、工業並びにホワイト・カラー労働者男子と平等と定めしたことである。但しそれはあくまで建前であって、事実は婦人の職場給与も、社会保険の給付も、男子に較べて不利であり、殊に集団農場の労務者が、男女ともに社会保険受給の可能となったのは、漸く1965年のことであった。

社会的不平等の改善、離婚のある程度の容易化、未婚の母親を軽視する傾向の緩和には、1968年の家族法改正に俟たなければならなかった。

第二次大戦による多くの戦死は、ソ連でも婦人たちから結婚の機会を奪ったが、職場に進出するこれらの婦人たちが、自活能力を高めるにつれて、1960年より1970年のあいだに、婚姻数は1000対12.1より9.7に低下し、20才～40才層で未婚男子は940万に達している。これらの男子が結婚する場合には、約10才年下の女性を選ぶ傾向があって、1970年のセンサスでは、30才～35才の婦人は、9人に1人しか結婚の機会を持ち得ず、35才以上では殆んど結婚し得ないという注目すべき現象

が生じている。（Madison, 前掲論文, pp.309～310.）。

このソ連の結婚を困難にする特殊事情から、登録婚姻以外の関係、つまり内縁関係がひろがるのを避けることができなかつた。1970年、1,345,000人の婦人が「結婚」と申告しているのに、その内縁の夫たちは、結婚の事実を否定するという現象が生じている。独身者の「利己的な」選択からの一時的結合は減少せず、婚姻以外の性的関係が次第に当り前のことと受けとられるようになっている。このような事態の背景には、軽工業の集中化とともに、その雇用者の4分の3は女性をもつて占められるという事実が存する。Madisonの説明は、生活能力をもつために、結婚形態をとらずに性関係を維持する人々の数が増大する傾向にある、ということを意味するのであろう。とすれば、結婚そのものの社会的意義がここで問われている、と考えなければならない。

Madisonの解説では、ソ連の既婚婦人で、性格のよりよき発達、快適な育児、また消耗したエネルギーの更新のために、十分な自由時間をもつ者は殆んど無いという。職業をもつ身では、余裕ある時間と云えば、買物、家事その他の家庭内の雑用にとられている。無職の婦人でも、子どもや老人の世話に、1日の10～12時間をとられてしまうのに、夫はと云えば、妻の2倍位の自由時間をもち、日々の疲労は遙かに少ない。家庭電化による生活合理化も、その進歩は遅々たるもので、根本的解決策にはならない。Madisonの言葉をもってすれば、「新状態への家庭の適応について云えば、家事に対する男子の伝統的軽べつの態度は、その根が深く、多くの夫たちは、いまなお過重の負担をもつ主婦たちへの手助けをすることは、自己の品位を傷けるものと思いつこんでいる。」何ともやりきれない話である。ソ連でも、1966年から職場のパートタイム制を進める運動が始ったが、ソ連は未だ法制化の進まぬあいだは何もやれない国柄である。

前掲のAlena Heitlingerの“Women

and State Socialism"(婦人と国家社会主義)には、第Ⅲ部「ソ連における婦人たち」に、家事、育児、職場の実状が詳しく描かれている。ソ連の旅で、外側から見受けられるよりは、実態は一層苦難にみちたものであることがわかるが、何処でも街頭に出くわする買物の長い行列と、買物システムの支払いと現物取得のオールド・ファッショன的な方法などを、その象徴として詳述している。

ソ連社会の重要な問題として、離婚問題を挙げなければならぬ。ソ連では、離婚は一般に社会、家族、また個人にとって有害なものとして、非難を受けてはいるが、公式統計では、1950年に100の婚姻に離婚は3.2であったのが1960年は10.4、1973年には27へと、飛躍的に上昇している。これは平均の数字であって、50万人以上の都市では高率で、近代化の進まない農村地帯では、極めて低位に収っているという。

いまソ連の離婚には、「無思慮な」結婚に起因するものと「自己の尊重」の回復に端を発するものがあるという。前者の相互の十分な理解を欠く「脆弱な」結合では、結婚への心理的準備を欠いているだけではなく、低所得や住居の不備による両親との共暮しの困難という次元の低いから、忽ち破綻へと導かれている。後者の離婚では、結婚後5カ年以上を経過し、年少の子供をかかえているが、その離婚原因の20~40%までは、夫のアルコール中毒問題で、妻子への暴力や高率の犯罪を特徴としている。妻が夫の飲酒費の追加を拒否するのが、暴力沙汰と犯罪を招く最大の原因となるということは、飲酒を必要とする寒い気候のみならず、社会的文化停滞を物語るものであろうか。婦人の飲酒も社会問題の新しい項目として登場しているが、いまのこところ、問題をおこすのは断然男性の側に多いといふ。

文化的伝統のなかで、男子が家庭の義務感覚をもたず、二人の人格の交流から得られる結婚の満足を打ちこわすのは、「亭主関白」の風習の強い封建遺制の国に共通の現象である。女性が男子よりも教育的素養の高まる傾向の強い地域、例えば中央アジア

共和国、また都市地域の20~30年令層の婦人では、自己尊重を動機とする離婚が多い、という。(Madison, 前掲論文, p. 312.)

ソビエト法学者 V. Chekalin の意見では、「離婚の約半ばは回避可能である。」それには、特に性教育プログラム、結婚カウンセリング、及び調停裁判のサービスが、その目的に有効な援助手段となろうと述べている。しかし学校でも、性教育のように極く初步的な処置さえが、一般大衆の側、殊に多くの教師たちの反感によって拒否されている。教師や両親たちが、セックス話題を「沈黙の共謀」(Conspiracy of Silence")で包囲してしまうので、多くの青年たちは、依然として街頭で性の知識を得ている実状である。

P.B. Posvianskii という精神医学者は、『家庭をつくるのは2人 — 若者夫婦の学ぶべきもの』、1973、という書で、若者夫婦たちのための結婚カウンセリングは、「緊急の要件」となっていると報告している。この医学領域の訓練を受けてカウンセリングができるという医師は、この広大な国の極く小部分に過ぎないが、この問題は、全国の広汎な相談所網の確立を緊急事としていると訴えている。すでに1972年、レニン格ラード青年共産主義者同盟の圧力に応えて、有料の若者夫婦のための結婚カウンセリングサービスが創始され、料金徴収にも拘らず、その年度だけでも3000名以上の者がアドバイスを受け、ある者は他都市からわざわざ相談にくる有様であった。その上、問い合わせが全国各地から寄せられたという。

Madisonが "Social Welfare in Soviet Union"(ソ連における社会福祉、1968)において、ソ連の福祉職員の構成について述べた箇所(全書、Personnel, pp. 90~105.)では、ソ連では未だソシアルワーカー専門職は養成されず、福祉ワーカーの任務は、社会保険代議員(delegates), 共和国社会福祉大臣任命のワーカー、公衆衛生医師、教師、及び教育制度中の「しつけ役」(vosipateli)等が担当していた。

そのうち社会保険代議員は、医労専門委員会、(Medico-Labor Expert Commission)の下にある労働組合を代表し、数も最も多く、その半数は女性で、労働組合や職業集団の諸機関より投票で選出された、従業員とその家族の福祉的活動を引き受け、今日私たちの考える家庭訪問員やホーム・ヘルパー的任務にも従事して、非行のためのカウンセリングにも似た活動も行っていた。しかし専門職の訓練をうけて、心理学的機能を取扱うわけではなく、何事も労働生産性向上を中心に「かくべし」("must")原理をもって処理する傾向があった。

Madison は、そこではようやく心理学者たちが、行動科学による指導の必要に目覚めはじめた、と論じたのであった。しかいま、この新論文においては、1972年の結婚カウンセリングサービスの誕生にふれている。それは、ソ連もいよいよ欧米的ソシアルワーク実践の方向に、接近し始めたことを物語る重要な記事である。

「同志裁判所」(The Comrades' Court)の調停活動は、離婚ケースの25~33%を予防していると云われているが、夫婦の関係と離婚の申出に導いた事情の包括的な検討を行うのを任務とし、それが離婚断念の楔機とはなっても、婚姻関係における科学的な諸要因のダイナミックな解明を行いうる段階に達しているわけではない。即ち結婚の科学的研究には、まだまだ欧米のそれには及ばない状況にあると云わねばなるまい。

IV 母親としての婦人のための社会福祉

第二次世界大戦後の人口減少と、高年令化の傾向に対して、将来の人的資源擁護の見地から、婦人は3人の児童出産を「理想的」として奨励されている。それは1児出産と晩婚奨励を人口調節の眼目とする最近の中国事情とは対照的である。しかしソ連では、1972年調査によれば、男女ともに2児出産を望んでいる。どちらかと云えば、労働と家事の二重苦を背負う婦人は、殊に今日の都市・住居事情では、出産に消極的で、3児を望むのは、むしろ男性に多い

という。

ソ連において、700万~1,000万の堕胎が行われている実状では、人々は堕胎を非合法化することには反対であり、多子家族への収入補助と住宅提供、また出産後3~5カ年子どもと在宅可能の処置をとることが、3児保有主義確保の道となる、と論じられている。この稼動婦人の在宅可能処置は、ハンガリーで試みられているが、反対論者は、それによって3児家庭に、最も創造的能力の高い時期に、長期間に亘って婦人を家庭に引きとめておくことは、経済的・社会的損失であり、女性の教育水準の引上げを無意義なものとし、再び召使化に導き、また3年以上も職場を離れることは、専門職能力を低下させることになる、と批判するのである。政府の政策としては、産科医が本人の出産をすすめることや、夫による保護、また社会機関による訪問看護婦の派遣、職場での妊娠保護措置等の援護方法を工夫されることにしている。しかしモスコー調査では、子どものない場合でさえ、労働婦人の78%まで、また1児の場合は97%，2児以上の場合は完全に100%が堕胎しているのである。(Madison, 前掲論文, pp. 315~318)

稼動婦人への出産休暇は、その前後にそれぞれ56日(双生児または異常分娩には出産後70日)、新生児を養子縁組する場合、及び双生児出産の場合が、それぞれ56日と70日というように細かい配慮が行われているのは、注目すべきことである。

1970年以降、一年までの無休出産休暇を申請しうることになったが、その期間は継続労働記録に算入されることになっている。1973年までは、有給休暇の給料は、雇用期間と労組の組合員資格により異っていたが、1973年法改正により、全期間全額支給に変更された。集団農場労働婦人は、久しく不利な条件のもとにあったが、これも1973年法改正によって、同一条件に統一された。

未婚の母親とその私生児に対しては、ソ連では特別のサービスは講じられていない。1970年の統計では、10の出産に1の割合で、婚外出産が報告さ

れ、その数は40万に達している。1973年、「Belorussia報告」によれば、1959年の15~19才の婚外出産は1000対2.7であったが1970年には7.1 20~24才では1959年の16.3が1970年には73.9、25~29才では36.8と98.1 30~34才では39.1と87.2、35~39才では27.1と47.4であった。

このBelorussia報告は、未婚の母親を二種のタイプに分類している。第一は、子どもを育てることは屈辱的で恐るべき不幸と受けとられるような哀れな女性たち。第二は30才を過ぎて、年毎に結婚機会は減少している事情のなかで(同じ年令の男子はもっと年若い女性との結婚を望んでいるのだから)、積極的に家族をもちたいと熱望している孤独の女性たちである。ソ連でも「未婚の母親は、屢々屈辱的な虐待の目標となり、惡意の石がその子どもたちにも投げつけられるということは、いまも公然たる事実である。自分の父親を決して知ったことのない子どもたちについて、改めて論ずる必要はあるまい—それは悲劇的な話題なのである」とBelorussia報告はその結論で述べている。(Madison, 前掲論文, p. 319)

同じ未婚の母親でも、Swedenの場合では天と地ほどの違いがある。Madisonは、『社会政策の意味』のなかで、国際比較に当って、その第2章に価値観とイデオロギーとの重要性を論じ、同じ事象にも、異なる文化的・社会的構造に対応するその国その国の価値観やイデオロギーによって、全く異なる態度と期待とを呼び起し、従って異質的対策が必要となることを指摘しているが、社会主义体制であるからといって、未婚の母親に対する理解が直ちに寛大となるのではなく、人権意識においては、ソ連社会の歴史的基盤に固有の封建制の要素が、文化的遅滞(cultural lag)の形で尚濃厚に残っているように感ぜられる。ソ連への旅で実地に見聞して、強い印象を受けたのもまさにその点であった。

未婚の母が、ソ連体制で受ける特典としては、一般の母よりも長期間に亘って、家族手当制度から給

付を受け、保育料の軽減措置を受け得るだけであるが、それでもソ連では孤独な婦人たちが、私生児をうみ、里親にも出さないでいるのは珍らしくないという。

ソ連の子どもたちは、父親よりも母親との接触がはるかに強く、その忠告や要求に従う程度も高いと云われている。

ソ連政府が、家計の責任者としての母親に、家庭に在る児童の育成のために提供する収入維持制度としては、1974年の実状から云えば、まず産衣の費用12ルーブル、(1ルーブルは約400円)長子及び第2子、新生児の食費18ルーブルに始って、11才児の食費最高限25ルーブルまで漸増する。4児またはそれ以上の多子家族には、家族手当が支給されるが、その全額は給与の上昇水準には追いつき得ず、貧困児童の生活向上に貢献し得たとは云い難い。

1965年、政府はソビエト家族(4人構成)の貧困線を月額206ルーブルと定めたが、1971年の工業並びにホワイト・カラー労働者の最低賃金が月額70ルーブル、1974年になっても、一ヵ月の家族収入平均総額139.5ルーブル(集団農場月額は1975年に98ルーブルに達すると予想)に過ぎず、3~4名の子女をもち労働に出ない婦人も多いことを思えば、多くの家族が貧困線以下の生活を続けてきたのである。富裕国ではなく、主として世界の貧困地域で起った社会主义体制への転換では、蜂蜜の流れるユートピア物語は、現実には通用しない。ソ連の家庭婦人たちの福祉要求は、私たちの想像しがちであるよりは、はるかに地味で慎ましい。そのなかでは、1973年から疾病をもつ子どもの看護には7日間、未婚の母親では10日間の有給休暇が与えられ、その病児が2才以下の場合には、同一家族内に看病の可能な成人の存在する時でさえ、休暇証明を与えられるというような恩典は、国民のあいだでは、社会主义の賜物と受けとられているであろう。

労働婦人の立場を配慮して、小学生のための放課後サービスがひろく行われ、1973年で600万の

学童がこれに参加している。ここでは鍵っ子への家庭の監督の不備を補い、また学力の正常な発達を遂げていない学童への補習を行っているが、この制度の始った1960年頃の大衆教育向上運動のヴィジョンには、まだ程遠い実状にあるという。一日2回の給食となるので、それに費される一人当たり年150ルーブルというのは、小・中校の費用の年80~90ルーブルに較べて割高に感ぜられ、全額あるいは一部国家負担のこの制度は、屢々批判の対象となっているという。

ソ連情報を賑わしている少年非行は、夫婦稼動家庭で、過重な労働スケジュールから避けの不行届きを免れ難く、最大の社会問題の一つとなっている。Madisonの観察するところでは、ソ連における非行の予防活動は、欠除または不活潑で、保護観察活動の手が及ばず、常習犯罪者の率も高い。主としてこれを担当する非行対策委員会の失敗は、担当官の不足、またこれら吏員と、そのサービスを補助するボランティアの訓練不足が原因となっているという。地方では「国民軍」(Militia)が担当しているが、事務所で効果のない問答をくり返すのみである。(Madison, pp. 323-4.)

労働生産性中心のソ連社会で、労働委員会や“Militia”的展開する対人サービスは、未だ精神構造の内面に介入する科学性をもたず、心理学者の影響は殆んど無力で、人権尊重思想が現実の社会的処置に受肉するのには、尚相当の期間を要するものと思われる。ソ連の非行問題が口宣伝されながら、それでも欧米都市に充満する犯罪的雰囲気とは別天地の趣きがあるのは、やはりソ連全体の田園的環境と、それを拘束する厳罰法制との結果ではないかと思う。とすれば、ソ連の都市化や社会生活の自由化の進むにつれて、今日までの労働官僚主義的指導では、人間問題を処理しえない時代が、間もなく到来することになるのではないであろうか。

V 労働婦人に対する現代の社会サービス

ソ連の労働年令婦人の5分の4以上が、職業につ

いているが、夫の給与だけでは家計を切り抜け得ないのが普通で、労働の種類を好きこのみする余裕を有していない。また1959年、全家族の28.6%は婦人が世帯主であった。

ソ連では、コルホース(集団農場)で働く婦人は「社会保障」給付を受け、都市労働者は「社会保険」に属し、老令・障害・遺族年金と疾病給付を受ける。1956年の改善によって、両者の間隔は狭められたが、それでも農村婦人の不利は解消していない。例えば、1968年改正で軽症疾病・傷害給付が集団農場婦人にも認められるに至ったけれども、それは職場原因に関するものに限定され、日常生活のなかから生ずる事故では、都市で包含されているものが、農村では除外されている。

男女の受給資格上の相違は、退職の場合に、男子は60才25カ年間、女子は55才20年間で完全年金を受給する点にある(盲人は定年男子50才女子40才)。女子は5人以上の子女、または8才迄の子どもをもつ場合には50才で退職し、年金受給を許される。

「改善されているにも拘らず、多くの年金は誠に低額である。もし平均年金を全額食費に充当するとしても、『栄養学的に決定された規準』の30%以上を購入するには足りないという。全年金受給者の少くとも半数は、1人当たり50ルーブル以下、即ち公式の貧困線以下の収入で暮している。」(Madison, p. 325)この不当に低い年金でさえ、家族のために多年に亘って全生活を捧げ、育児と家政を切り廻してきても、年金受給に必要な勤労歴を認められない場合には、受給の道が閉ざされている。また特に困難な労働に従事し、十分な勤務記録を保持する人の場合にも、甚だ不利である。夫の年金に依存する妻には、僅か10%の加給があるにすぎず、二人以上の扶養家族にも15%の加給しかない。

世帯主が寡婦である場合には、その年金は月額28-60ルーブルであって、寡婦と16才以下又は18才以下の年令期の子ども1人であれば、45ルーブル乃至120ルーブル、寡婦と2人以上の扶養家族

であれば、70—120 ルーブルを得ることになる。年金受給者がもしも私有地を手にいれるとすると、15%の年金削減を受けることになる。遺族年金給付だけでは、寡婦とその扶養家族とを公式の貧困線以上に引き上げ得ないことは、明確である。遺族給付で何とかやっていくことを余儀なくされている人々のなかでは、女性の数が圧倒的に多いのは、女子の平均寿命が男子よりも長いこと、寡婦は男やもめよりも再婚の可能性が少いことに因る。

年金額は既往の所得や、種類・期間・雇用経続などに依って決定されるので、女性の年金は、おのずから男子よりも低額を押しつけられる。婦人雇用は男子に較べて不熟練労働に属する場合が多く、主として危険作業につくことも少ないので、低賃金を免れず、この不均衡は、農作業の場合に一層多く見られる現象である。

平均年令の上昇によって、退職年令層は、1970 年には 15% に達し、年金受給者数は 3620 万で、その 75% までが女性である。この不釣合な現象は、婦人の退職年令が低いだけでなく、その平均余命が退職後に 10 年以上も男子より長いことから生じている。農村地区的老令婦人は、集団農場労働者への社会保障制度が低位であるため、都市婦人よりも一層悪条件におかれている。

社会扶助給付は、各共和国により異なるが、欠乏からの防衛の最下限として、極貧状態を免れさせるものとはなっていないという。社会保険や社会保障の受給資格をもたぬものは、「親族責任」の厄介にならざるを得ない。依存すべき近親者をもたず、全く労働不能な人々が、「極貧者」("the destitute")として、月額 10 ~ 12 ルーブルを居住地で受けとる。その人々は施設に入り、生活全面の保護をうけることになるが、収容能力は著しく限定されている。例えば 1968 年に 60 万 5000 人の入所資格者があったが、収容されたのは 25 万人に過ぎなかった。しかも現存施設の担当職員は、Madison の言葉をもってすれば、「雇用されると、最小限の教育しか受けていないし、従業中の自己の

能力を向上させることを考えている者は殆んどない」(前掲論文 p. 327.) 有様である。

社会扶助という点では、集団農場の人々の状況は最低であって、農場自身の資金で老令者並びに障害者への援助を行うものもあるが、その不釣合に大きい老令人口 — その大半が婦人 — に対して、施設数は著しく不足しているのである。

都市の老令で障害をもつ労務者たちに対しては、各共和国の社会福祉省従業員が、「世帯現物援助」即ち時折訪れる友愛訪問員が、洗濯・買物・家事、また特別食の獲得を手伝ったりするが、これらのサービスは、何等の訓練も受けていない婦人職員によって行われ、訓練があったとしても最少限に止まり、その補充には他の年金受給者のボランティア活動を行っている有様である。

老令もしくは疾病者でなお職場にとどまる人々のためには、職場に関する対人社会サービスを遂行するため、選挙で選ばれた無給の労組活動家、即ち「社会保険派遣員」(social insurance delegates) が存在する。かれらは、友愛訪問員活動を中心に、病人の日常生活を世話をしたり、障害者の職場を考慮したり、サナトリウム入所を援助したりするが、その活動は当該労組の本人ニードへの理解や、派遣員個人の関心程度に大きく左右される。1975 年のこの派遣員数は 200 万に達し、その半数は婦人であった。「それは情緒的基礎をもつニードに係わりながら、その援助機能に、誰も何らの訓練も受けてこなかった。……集団農場労働者はと云えば、友愛訪問員も、その他の対人サービスも何も存していない。」(p. 328) と記す Madison は、既述のごとくもともとソ連生れで、しかも米国的第一流の社会福祉研究者である。これを記述する彼女の胸中の痛みが、私の胸にも伝わってくる思いがするのである。

ソ連社会福祉が欧米のそれと最も異っているのは、例えば身障者へのリハビリテーションでも、職業訓練を福祉機関が担当する場合に、心理学的角度からのカウンセリングを伴わせる考慮が払われないこと

である。ソ連の Sh.Gvasaliiia と K.Listov 両博士の、男女労働者の手足喪失の場合の適応状態の研究によれば、男子は適応能力高く、職業経続が容易で、結婚も可能で、社会生活に困難を感じることが比較的少いが、それとは反対に、女子の場合は、殆んど例外なしに、障害が決定的な悲劇の原因となっている。再訓練されて他の職業に就いても、女性獨得の伝統的なよろこびである家事従事の満足からは遠ざけられてしまう。結婚は困難となり、既婚者もやがて夫に見捨てられている。両博士の記すところによれば、「われわれの見解では、手足を損傷した婦人を、同じ外傷をうけた男子と同様な扱いをすることは公平ではない。そのような場合には、婦人の障害程度の判定に当っては、残存する労働能力には何等か違った評価を加えることが、必要であると思われる。それが、人間的で倫理的な唯一の接近方法である。」このような理由から、両博士は、傷害、それも殊に婦人の場合には、カウンセリングへの配慮が必須の条件となっていると主張するのである。

(Madison, pp. 328-329)

VI ソ連婦人福祉への批判

以上のようなソ連の婦人福祉の実態観察から、Madison がそれについて批判するところは、(pp. 329-332.)傾聴すべきものがある。

批判の中心点は、社会福祉における量と質との関係に係わる。ソ連当局の社会サービス・プログラムへの判断は、生産ユニットとしての人間能力の向上に向けて、主として量的側面からみた社会ニードと経済対応能力の不均等への関心を中心とする。この社会主义的青写真と現実態とのギャップが、イデオロギー的表現をもって、「進歩の矛盾」として捉えられているが、その不足状態だけならば、経済的資源の拡大につれて、時と共に克服されうる性質のものである。確かに物質とサービスの量的拡大は、ニードの充足の欠かすことのできない前提条件である。

しかし福祉条件への資源配分の増加が進むにつれて、今後ソ連社会の進路は、単に今までの現実的

あるいは潜在的な生産ユニットとしてよりも、民衆、特に婦人や児童のニードと渴望への人間的側面からの充実に、より高い価値をおく優先順位の再編成に向わねばならぬ。Madison 曰く、「当局者にとって説明、而してまたその改善が一層困難であるのは、特に専門職的援助を必要としている種々の破壊的対人関係及び反社会的行動を扱う努力を進めるに当って、良い青写真をも屢々福祉欠落(welfare disservices)に転化させる質的な弱点の側面である。」(Madison, p. 329.) 社会的・経済的状態の進歩に対して、思想、価値観、感情のような意識面の変化の速度は遅く、社会変化の文脈のなかでは、社会進歩は、解決困難な、つねに新しく複雑な問題を発生させずにはおかしい。集団主義のなかで、その成員の行動変化に成功し得なかったこれらの問題への有効な援助には、十分力を蓄えた職員が必要である。その能力育成には、社会サービスの専門職化は避けられず、そのための資源再配分と増加とが求められている。専門職化は、科学的知識、価値観の確立、技能の訓練を必要とし、社会的に一定の身分秩序のなかにおかれることが条件となる。

1970 年のモスクワ・シンポジアムで、社会主义国婦人たちが、現代状態に対応する十分な科学的基礎に立つ革新提案でなければ、「呪われた婦人問題」は根絶されることはないと決議しているが、Madison は、この決議に沿って、「呪われた社会サービス問題もまた、根絶されることはないであろう。」と付け加えているのが注目される。

ソ連の社会福祉政策企画者たちが、かれらの社会の不調整や逸脱に、主として経済社会的観点から接近を試み、社会サービス実践に心理学的要因を受けとめることを躊躇するところから、社会サービスの専門的取扱いが失敗している実例として、Madison は、未婚の母親とその子どもたちの問題を指摘する。社会主义国家に住みさえすれば、これらの婦人や子どもが幸福で生産的であり得る、という仮定を否定する現実の事例は、無数にある。巨大制度のなかの「正常な」環境を扱う「標準的」な手続きが、画一

的に支配して、社会の「進歩」のなかで生起する一層大きな不調整や逸脱に悩む個々人の現実の生活問題に、弾力的に対応する専門職的サービスが圧倒されている事実こそ、Madison の最も憂慮するところである。

彼女のむすびの言葉 — 「ソビエト婦人は、必ずより良い専門的サービスを実現し、各婦人が自己の生活の質を高めるのを援助することに关心をもつ有能な専門家を、凡てのサービスに配置することの必要に、一段と気付くようになるであろう。そのようにして社会サービスは、ソビエト婦人に、自分たちが多くの種類の役割を果すべき個人として、体験する諸問題に対処して、一層多くの選択の自由を提供するような、多元的な社会構造に、重要な貢献をもたらすものとなるであろう。」

婦人解放運動について、その一切の障害の原因を資本主義体制に帰し、社会主義社会への転換だけが凡てが解決すると期待する人があるとするならば、その人は、婦人問題が歴史的に積み上げてきた重圧の極く一部分の解決に安住するのみで、人類がはるかに長期間の努力をもって克服すべき課題の重味を理解していないものと云わなければならない。

国連の国際婦人年のいままでの歴史的成果は、この長い道程への一里塚に過ぎぬと云うべきであろう。しかしいま、それは資本主義国と社会主義国とを一つに結ぶ世界の事件として進展しつつある。私たちは、非難されることの多い資本主義体制のなかに於てさえ、人類の築きあげてきたものの建設的側面を見失うことなく、また社会主義体制がいかに前進性、進歩性を誇り得ようとも、現実に欠陥を伴むものがあれば、これを厳しく批判する見識を堅持しなければならないと思う。Madison は、私たちにそのことを教えているように思う。その視野に立って、初めて「ソビエト婦人は、彼女たちやその子どもたちがいま利用しうる普遍的・社会サービスの範囲と適切性とを拡充する ("increase the scope and adequacy of the Universal Social Services") ような、諸政策を支持していると期待されてもよいであろう。」(p.381) という一節の「普遍的」という言葉に、特別の意味を見出すことができるるのである。